

第104期 中間決算公告

平成21年12月24日

静岡市葵区呉服町1丁目10番地
株式会社 静岡銀行
取締役頭取 中西勝則

中間貸借対照表(平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 447,529 | 預金 | 7,102,519 |
| コールローン | 70,947 | 譲渡性預金 | 392,030 |
| 買入金銭債権 | 30,617 | コールマネー | 265,236 |
| 特定取引資産 | 53,975 | 債券貸借取引受入担保金 | 139,374 |
| 金銭の信託 | 2,000 | 特定取引負債 | 32,713 |
| 有価証券 | 2,118,963 | 借用金 | 289,805 |
| 貸出金 | 6,289,251 | 外国為替 | 145 |
| 外国為替 | 8,324 | 社債 | 65,000 |
| その他資産 | 73,148 | その他負債 | 96,319 |
| 有形固定資産 | 58,756 | 未払法人税等 | 11,914 |
| 無形固定資産 | 17,903 | リース債務 | 561 |
| 支払承諾見返 | 71,700 | その他の負債 | 83,842 |
| 貸倒引当金 | △81,139 | 退職給付引当金 | 22,389 |
| 投資損失引当金 | △65 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 869 |
| | | 偶発損失引当金 | 1,756 |
| | | 繰延税金負債 | 3,829 |
| | | 支払承諾 | 71,700 |
| | | 負債の部合計 | 8,483,688 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資本金 | 90,845 |
| | | 資本剰余金 | 54,884 |
| | | 資本準備金 | 54,884 |
| | | 利益剰余金 | 469,889 |
| | | 利益準備金 | 90,845 |
| | | その他利益剰余金 | 379,043 |
| | | 固定資産圧縮積立金 | 2,210 |
| | | 固定資産圧縮特別勘定積立金 | 341 |
| | | 特別償却準備金 | 0 |
| | | 特別積立金 | 348,700 |
| | | 繰越利益剰余金 | 27,791 |
| | | 自己株式 | △12,428 |
| | | 株主資本合計 | 603,190 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 75,246 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △355 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 74,890 |
| | | 新株予約権 | 142 |
| | | 純資産の部合計 | 678,223 |
| 資産の部合計 | 9,161,912 | 負債及び純資産の部合計 | 9,161,912 |

中間損益計算書 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|
| 経常収益 | 93,844 |
| 資金運用収益 | 72,682 |
| (うち貸出金利息) | (56,340) |
| (うち有価証券利息配当金) | (15,147) |
| 役務取引等収益 | 11,616 |
| 特定取引収益 | 401 |
| その他業務収益 | 5,183 |
| その他経常収益 | 3,960 |
| 経常費用 | 66,298 |
| 資金調達費用 | 8,138 |
| (うち預金利息) | (5,826) |
| 役務取引等費用 | 4,159 |
| その他業務費用 | 2,473 |
| 営業経費 | 43,277 |
| その他経常費用 | 8,249 |
| 経常利益 | 27,545 |
| 特別利益 | 745 |
| 特別損失 | 272 |
| 税引前中間純利益 | 28,018 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 11,740 |
| 法人税等調整額 | △1,069 |
| 法人税等合計 | 10,670 |
| 中間純利益 | 17,348 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～38年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。上記以外の債権（正常先債権・要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生年度に全額を損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理 |

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 11,892 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 21,786 百万円、延滞債権額は 184,999 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 1,667 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 13,685 百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 222,139 百万円あります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 36,308 百万円あります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|-------------|-------------|
| 担保に供している資産 | |
| 預け金 | 239 百万円 |
| 有価証券 | 692,768 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 32,559 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 139,374 百万円 |
| 借入金 | 278,567 百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 215,746 百万円及び譲渡性預け金 180 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 25 百万円、保証金は 1,947 百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,554,204 百万円あります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 1,512,163 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 81,805 百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 33,378 百万円あります。
11. 1 株当たりの純資産額 971 円 63 銭
12. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ (10) に規定する単体自己資本比率（国際統一基準）は 14.51% あります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 6,259 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 24 円 85 銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 24 円 85 銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

| | 中間貸借対照表計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----|-----------------|----------|----------|
| 社債 | 1,226 | 1,250 | 24 |
| 合計 | 1,226 | 1,250 | 24 |

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)
該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|--------|------------|------------------|------------|
| 株式 | 115,190 | 217,164 | 101,973 |
| 債券 | 1,439,375 | 1,458,064 | 18,688 |
| 国債 | 496,991 | 500,151 | 3,160 |
| 地方債 | 212,263 | 214,758 | 2,494 |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 730,120 | 743,154 | 13,034 |
| その他 | 375,663 | 375,135 | △528 |
| うち外国債券 | 338,932 | 339,944 | 1,012 |
| 合計 | 1,930,229 | 2,050,364 | 120,134 |

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間期における減損処理額は、株式46百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日において時価が取得原価に対して 30%以上下落している銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

| 内 容 | 金 額 (百万円) |
|---------------------|-----------|
| 満期保有目的の債券 事業債 | 8,904 |
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 | 11,892 |
| その他有価証券 非上場株式 | 5,917 |
| 非上場外国証券 | 1 |
| 事業債 | 33,468 |
| 雑証券 | 7,187 |

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

| | 中間貸借対照表計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|-----------------|----------|----------|
| 満期保有目的の金銭の信託 | 2,000 | 2,000 | — |

2. その他の金銭の信託 (平成 21 年 9 月 30 日現在)
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | | |
|--------------|---------|-----|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金 | 28,445 | 百万円 |
| 退職給付引当金 | 13,567 | |
| 有価証券償却 | 5,473 | |
| その他 | 10,183 | |
| 繰延税金資産小計 | 57,670 | |
| 評価性引当額 | △5,769 | |
| 繰延税金資産合計 | 51,900 | |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △47,113 | |
| 退職給付信託設定益 | △6,922 | |
| その他 | △1,694 | |
| 繰延税金負債合計 | △55,730 | |
| 繰延税金負債の純額 | △3,829 | 百万円 |

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間期における費用計上額及び科目名

営業経費 36 百万円

2. 当中間期に付与したストック・オプションの内容

| | 平成 21 年ストック・オプション |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 取締役 8 名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注 1) | 普通株式 89,000 株 |
| 付与日 | 平成 21 年 7 月 24 日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めていない |
| 権利行使期間 | 平成 21 年 7 月 25 日から平成 46 年 7 月 24 日まで |
| 権利行使価格 (注 2) | 1 円 |
| 付与日における公正な評価単価 (注 2) | 875 円 |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1 株あたりに換算して記載しております。

信託財産残高表(平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|--------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 有価証券 | 19 | 金銭信託 | 418 |
| 現金預け金 | 398 | | |
| 合 計 | 418 | 合 計 | 418 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産 5百万円
 3. 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

第 104 期 中間決算公告

平成21年12月24日

静岡市葵区呉服町1丁目10番地
株式会社 静岡銀行
取締役頭取 中西勝則

中間連結貸借対照表(平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 450,959 | 預金 | 7,113,205 |
| コールローン及び買入手形 | 70,947 | 譲渡性預金 | 382,930 |
| 買入金銭債権 | 30,617 | コールマネー及び売渡手形 | 265,236 |
| 特定取引資産 | 53,961 | 債券貸借取引受入担保金 | 148,150 |
| 金銭の信託 | 2,000 | 特定取引負債 | 32,710 |
| 有価証券 | 2,133,923 | 借用金 | 305,142 |
| 貸出金 | 6,268,484 | 外国為替 | 144 |
| 外国為替 | 8,447 | 社債 | 65,000 |
| リース債権及びリース投資資産 | 38,032 | その他負債 | 113,201 |
| その他資産 | 95,176 | 退職給付引当金 | 23,009 |
| 有形固定資産 | 69,379 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 869 |
| 無形固定資産 | 18,376 | 偶発損失引当金 | 1,756 |
| 繰延税金資産 | 2,714 | 特別法上の引当金 | 11 |
| 支払承諾見返 | 62,133 | 繰延税金負債 | 3,960 |
| 貸倒引当金 | △86,477 | 支払承諾 | 62,133 |
| 投資損失引当金 | △118 | 負債の部合計 | 8,517,461 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資本金 | 90,845 |
| | | 資本剰余金 | 54,884 |
| | | 利益剰余金 | 475,376 |
| | | 自己株式 | △12,428 |
| | | 株主資本合計 | 608,677 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 75,067 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △355 |
| | | 為替換算調整勘定 | △825 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 73,885 |
| | | 新株予約権 | 142 |
| | | 少数株主持分 | 18,391 |
| | | 純資産の部合計 | 701,096 |
| 資産の部合計 | 9,218,558 | 負債及び純資産の部合計 | 9,218,558 |

中間連結損益計算書（平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで）

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------|----------------|
| 経常収益 | 107,810 |
| 資金運用収益 | 72,917 |
| (うち貸出金利息) | (56,423) |
| (うち有価証券利息配当金) | (15,308) |
| 役務取引等収益 | 22,681 |
| 特定取引収益 | 717 |
| その他業務収益 | 5,185 |
| その他経常収益 | 6,307 |
| 経常費用 | 79,068 |
| 資金調達費用 | 8,313 |
| (うち預金利息) | (5,927) |
| 役務取引等費用 | 10,999 |
| その他業務費用 | 2,473 |
| 営業経費 | 45,764 |
| その他経常費用 | 11,516 |
| 経常利益 | 28,742 |
| 特別利益 | 748 |
| 特別損失 | 274 |
| 税金等調整前中間純利益 | 29,216 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 12,542 |
| 法人税等調整額 | △1,312 |
| 法人税等合計 | 11,230 |
| 少数株主利益 | 516 |
| 中間純利益 | 17,469 |

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 11社

会社名

静銀経営コンサルティング株式会社
静銀リース株式会社
静岡コンピューターサービス株式会社
静銀信用保証株式会社
静銀ディーシーカード株式会社
静岡キャピタル株式会社
静銀ティーエム証券株式会社
静銀総合サービス株式会社
静岡モーゲージサービス株式会社
静銀ビジネスクリエイト株式会社
欧州静岡銀行 (Shizuoka Bank (Europe) S. A.)

(2) 非連結の子会社及び子法人等 9社

主要な会社名

静岡中小企業支援投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

静銀セゾンカード株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 9社

主要な会社名

静岡中小企業支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 11社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～38年 |
| その他 | 2年～20年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として税法基準による定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。上記以外の債権(正常先債権・要注意先債権)については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生年度に全額を損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 |

- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準
当行の偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。
- (10) 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金11百万円であり、有価証券またはデリバティブ取引等の事故による損失に備えるため、国内証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
- (11) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。
- (12) リース取引の処理方法
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (13) リース取引の収益・費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
- (イ) 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。
- (15) 消費税等の会計処理
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（連結の範囲に関する適用指針）

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日）が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる連結の範囲に変更はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 3,053 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 22,459 百万円、延滞債権額は 186,818 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は 1,667 百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 13,704 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額 224,650 百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、36,308 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

| | |
|----------------|-------------|
| 預け金 | 239 百万円 |
| 有価証券 | 701,973 百万円 |
| リース債権及びリース投資資産 | 323 百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-------------|-------------|
| 預金 | 32,559 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 148,150 百万円 |
| 借入金 | 279,201 百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 215,746 百万円及び譲渡性預け金 180 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は25百万円、保証金は1,975百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,549,052 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,493,095 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 125,138 百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、34,278 百万円であります。
11. 1株当たりの純資産額 978 円 05 銭
12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国際統一基準)は 14.74%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 7,250 百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 25 円 03 銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 25 円 02 銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

| | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------|-----------------------|-------------|-------------|
| 国債 | 2,302 | 2,309 | 6 |
| 地方債 | 798 | 810 | 11 |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 1,526 | 1,550 | 24 |
| その他 | 3,136 | 3,290 | 154 |
| 合計 | 7,764 | 7,960 | 196 |

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|--------|---------------|-----------------------|---------------|
| 株式 | 115,398 | 217,735 | 102,337 |
| 債券 | 1,439,375 | 1,458,064 | 18,688 |
| 国債 | 496,991 | 500,151 | 3,160 |
| 地方債 | 212,263 | 214,758 | 2,494 |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 730,120 | 743,154 | 13,034 |
| その他 | 390,814 | 390,047 | △767 |
| うち外国債券 | 354,141 | 354,857 | 716 |
| 合計 | 1,945,588 | 2,065,847 | 120,258 |

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式46百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結決算日において時価が取得原価に対して 30%以上下落している銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

| 内 容 | 金 額 (百万円) |
|------------------|-----------|
| 満期保有目的の債券 事業債 | 8,904 |
| その他有価証券 非上場株式 | 6,483 |
| 非上場外国証券 | 901 |
| 事業債 | 33,775 |
| 雑証券 | 7,193 |

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

| | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------------|-----------------------|---------|---------|
| 満期保有目的の金銭の信託 | 2,000 | 2,000 | — |

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 21 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 36 百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

| | 平成 21 年ストック・オプション |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行の取締役 8 名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注 1) | 普通株式 89,000 株 |
| 付与日 | 平成 21 年 7 月 24 日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めていない |
| 権利行使期間 | 平成 21 年 7 月 25 日から平成 46 年 7 月 24 日まで |
| 権利行使価格(注 2) | 1 円 |
| 付与日における公正な評価単価(注 2) | 875 円 |

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1 株あたりに換算して記載しております。